ステップ4

４－１　右上の【マップを表示】に戻り、真ん中上に表示されている【任意のマップを選んで表示】の中に入り、【土砂災害リスクマップ】を選び、右上の【表示】を押す。

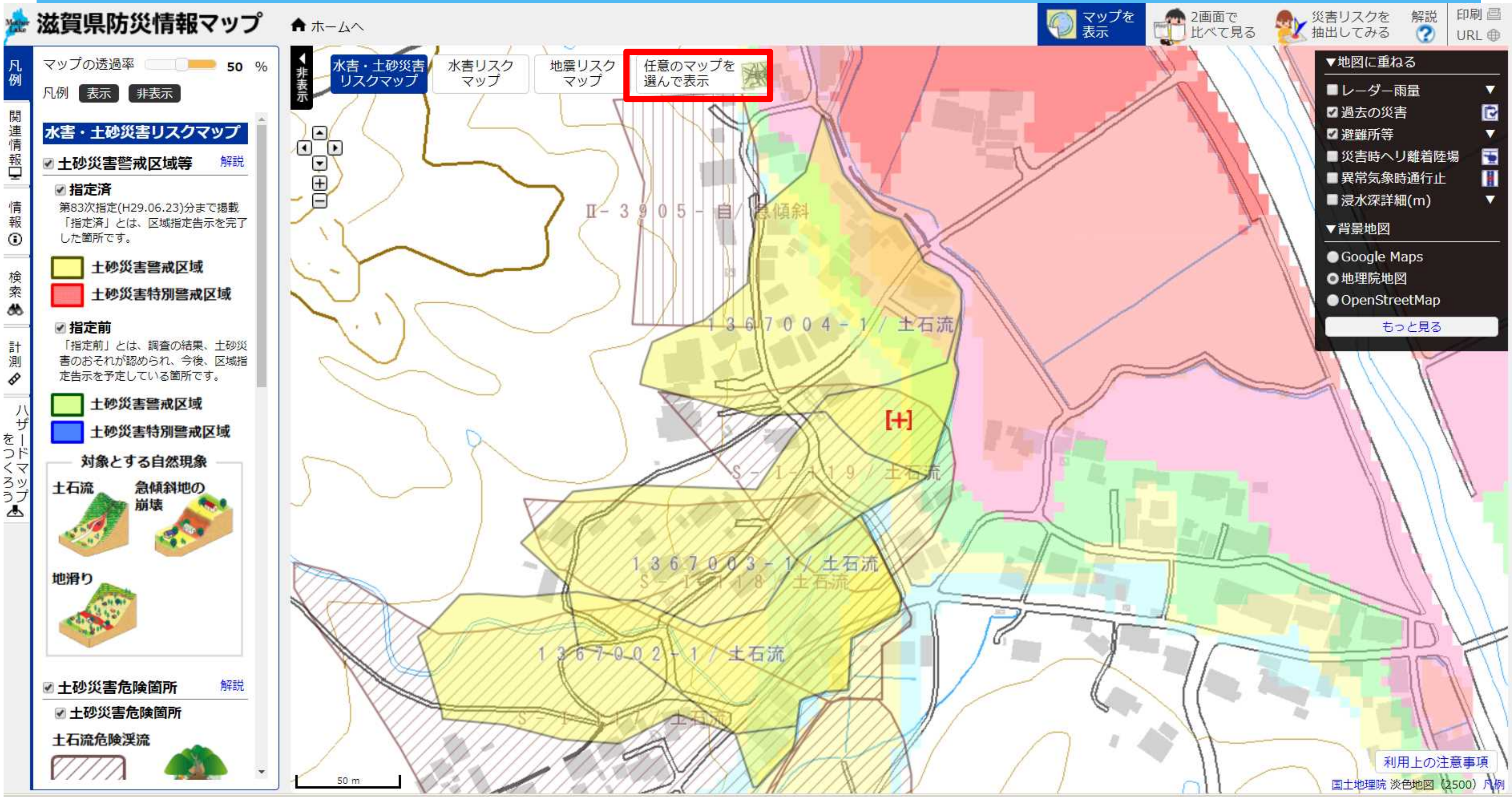

ステップ4

４−１　右上の【マップを表示】に戻り、真ん中上に表示されている【任意のマップを選んで表示】の中に入り、【土砂災害リスクマップ】を選び、右上の【表示】を押す。

４－２　地図上で対象物件を中心にして最大まで拡大し、右上の【印刷】を押して、【凡例あり】で印刷する。

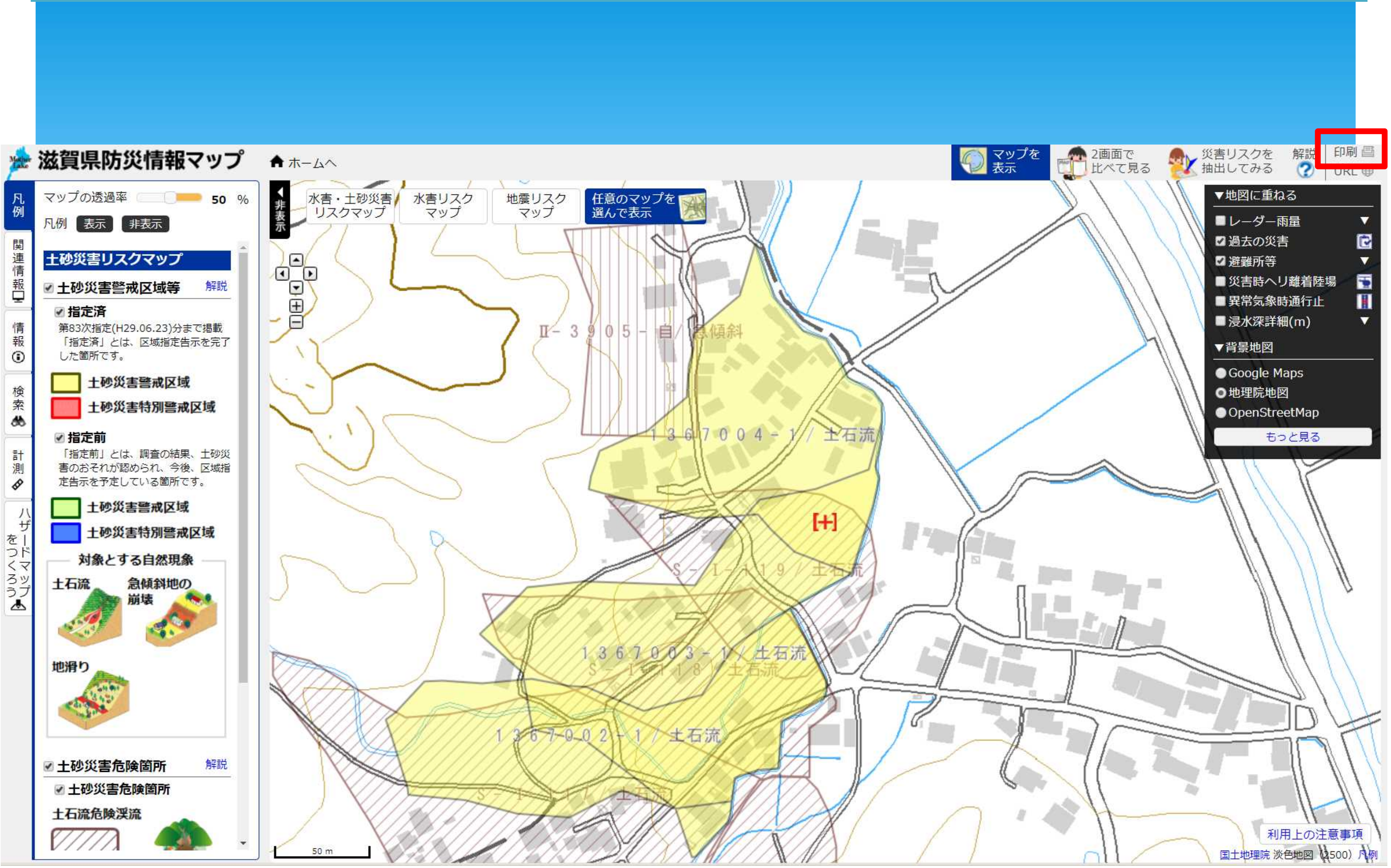

４－２　地図上で対象物件を中心にして最大まで拡大し、右上の【印刷】を押して、【凡例あり】で印刷する

★印刷資料★

⑤土砂災害リスクマップ

※なお、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域では、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり、警戒区域内である旨について重要事項の説明を行うことが義務付けられています。

黒枠
印刷範囲

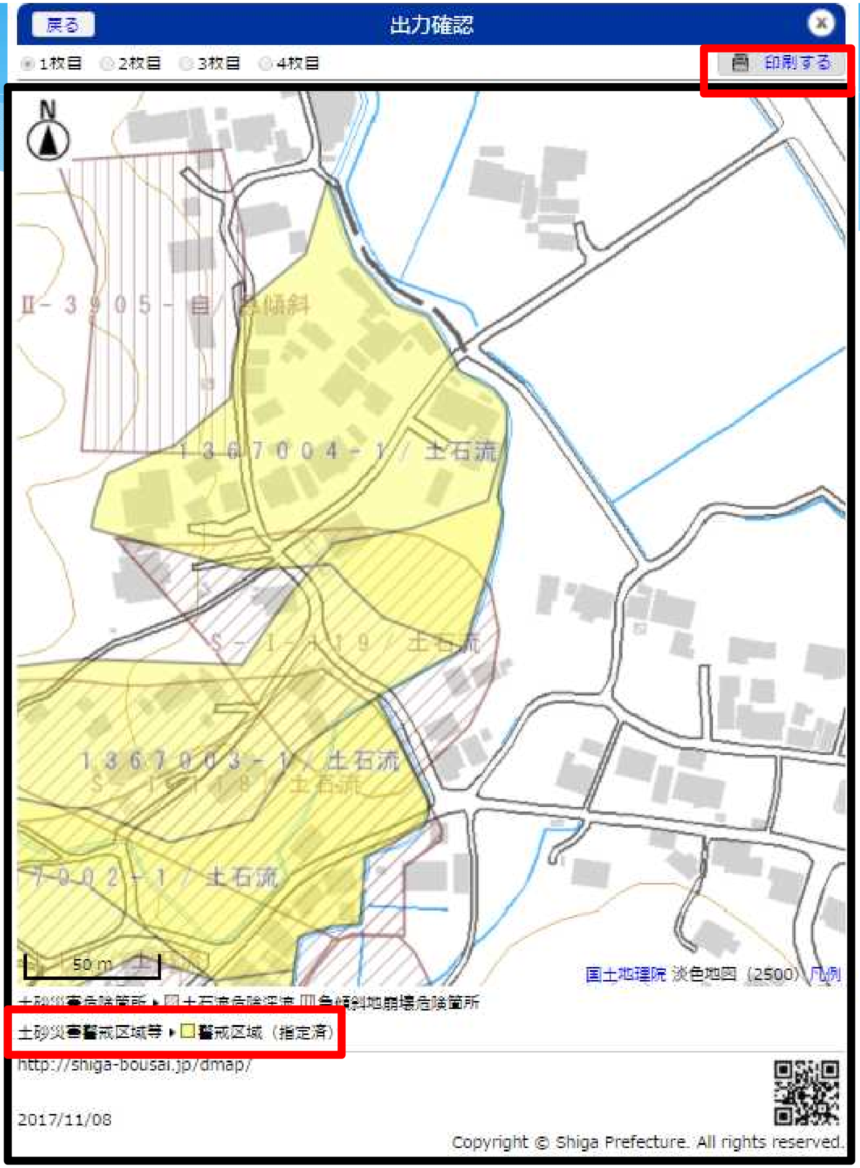

ステップ5

５－１　滋賀県庁内の【流域治水政策室】（http://www.pref.shiga.lg.jp/h/ryuiki/）のホームページを開く。

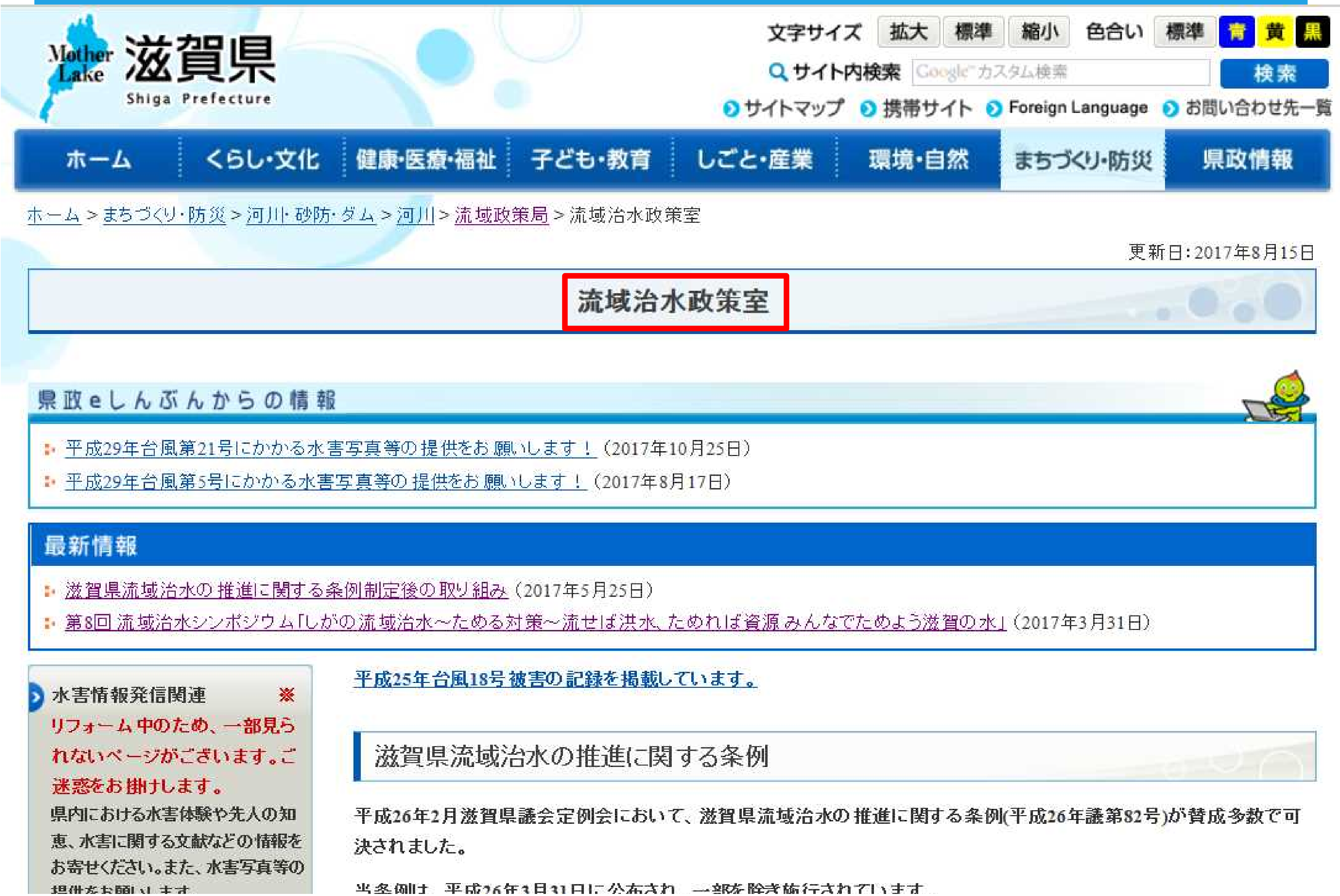

Mother Lake 滋賀県 Shiga Prefecture

文字サイズ 拡大 標準 縮小 色合い 標準 青 黄 黒

サイト内検索 Google カスタム検索 検索

サイトマップ 携帯サイト Foreign Language お問い合わせ先一覧

ホーム くらし・文化 健康・医療・福祉 子ども・教育 しごと・産業 環境・自然 まちづくり・防災 県政情報

ホーム > まちづくり・防災 > 河川・砂防・ダム > 河川 > 流域政策局 > 流域治水政策室

更新日：2017年8月15日

流域治水政策室

県政eしんぶんからの情報

- 平成29年台風第21号にかかる水害写真等の提供をお願いします！（2017年10月25日）
- 平成29年台風第5号にかかる水害写真等の提供をお願いします！（2017年8月17日）

最新情報

- 滋賀県流域治水の推進に関する条例制定後の取り組み（2017年5月25日）
- 第8回 流域治水シンポジウム「しがの流域治水～ためる対策～流せば洪水、ためれば資源 みんなでためよう滋賀の水」（2017年3月31日）

水害情報発信関連 ※リフォーム中のため、一部見られないページがございます。ご迷惑をお掛けします。
県内における水害体験や先人の知恵、水害に関する文献などの情報をお寄せください。また、水害写真等の提供をお願いします。

平成25年台風18号被害の記録を掲載しています。

滋賀県流域治水の推進に関する条例

平成26年2月滋賀県議会定例会において、滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年議第82号)が賛成多数で可決されました。

当条例は、平成26年3月31日に公布され、一部を除き施行されています。

５－２　左のサブメニューの下から二つ目に【浸水警戒区域】をクリックして開く。

流域治水推進審議会関連

地域づくり協議会関連

- 琵琶湖湖南流域水害に強い地域づくり協議会（外部サイトへリンク）（琵琶湖河川事務所）
- 湖北圏域水害･土砂災害に強い地域づくり協議会
- 東近江圏域水害･土砂災害に強い地域づくり協議会
- 甲賀圏域水害･土砂災害に強い地域づくり協議会
- 湖東圏域水害･土砂災害に強い地域づくり協議会
- 高島地域水害･土砂災害に強い地域づくり協議会

浸水警戒区域

ダウンロード

- 災害復旧事業関係

流域治水政策とは

気候変動等による外力の増加（降雨特性の変化）や厳しい財政状況、ライフスタイルの変化に伴う地域防災力の低下など、近年の治水上の課題に対応するため、

どのような洪水にあっても、(1)人命が失われることを避け（最優先）、(2)生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、自助･共助･公助が一体となって、川の中の対策に加えて川の外の対策を、総合的に進めていく治水政策です。

滋賀の流域治水政策

目標	① どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける（最優先） ② 床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避ける
手段	川の中の対策（堤外地対策）だけではなく、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策（堤内地での対策）を総合的に実施する。

河道内で洪水を安全に流下させる対策（これまでの対策）	ながす	河道掘削、堤防整備、治水ダム建設など
＋		
流域貯留対策（河川への流入量を減らす）	ためる	調整池、グラウンド、森林、水田ため池など
氾濫原減災対策（氾濫流を制御･誘導する）	とどめる	輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、土地利用規制、建築物の耐水化など
地域防災力向上対策	そなえる	水害履歴の調査･公表、防災教育防災訓練、防災情報の発信など

流域治水政策の基礎情報である想定浸水深（地先の安全度マップ）を公表しました。

滋賀県では、流域治水政策の道しるべとして、「滋賀県流域治水基本方針-水害から命を守る総合的な治水を目指して-」を策定しました。

５－３　左のサブメニューに現在指定されている地区が表示されているので、対象物件が該当するか確認。
住所地が該当する⇒**５－４へ**
住所地が該当しない⇒**終了**

更新日：2017年6月13日

浸水警戒区域の指定状況

- 米原市村居田地区

浸水警戒区域

浸水警戒区域とは

浸水警戒区域とは、滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成26年条例第55号）第13号に基づき、200年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深を踏まえ、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれが認められる土地の区域(※)で、一定の建築物の建築の制限をすべきものを浸水警戒区域として知事が指定するものです。

※具体的には、浸水警戒区域は200年確率の降雨が生じた場合に、想定浸水深がおおむね3mを超える土地の区域としています。これは、想定浸水深がおおむね3mを超えると、一般的な平屋建ての住宅等においては、天井高さ以上まで水没し、人命被害が発生するおそれがあるためです。

浸水警戒区域において制限がかかる建築物

浸水警戒区域内では、住居の用に供する建築物または高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校もしくは医療施設の用途に供する建築物の建築（移転を除く）をしようとする建築主は、あらかじめ、知事の許可を受ける必要があります。

５－４　地区名をクリックし、【浸水警戒区域の表示】で表示された図面をＡ３で印刷する。

★印刷資料★

⑥浸水警戒区域の表示図面

※なお、浸水警戒区域は建築基準法の災害危険区域となり、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり、警戒区域内である旨について重要事項の説明を行うことが義務付けられています。

図面名	浸水警戒区域の表示	区域の所在地	米原市村居田
		道路	国道 365 号
告示年月日	平成 29 年 6 月 16 日	河川	姉川・出川
告示番号	滋賀県告示第 300 号	縮尺	1：2500

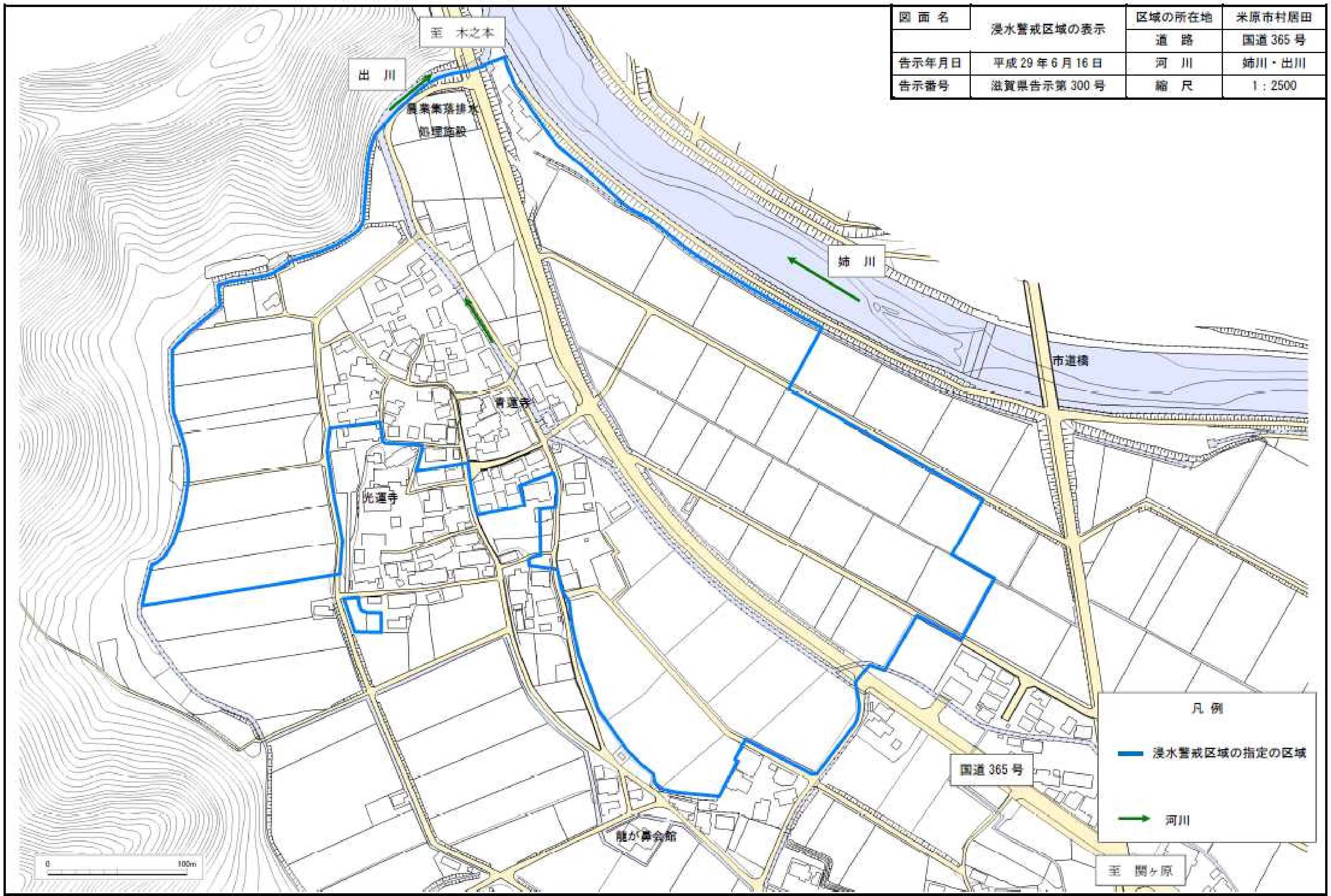

※背景図は、米原市都市計画図(白図)を使用し、建物の位置・形状を一部修正している。
（都市計画図：平成 21 年 10 月航空写真撮影、平成 24 年 3 月修正）

水害リスク提供時の表紙様式(A4ｻｲｽﾞ)

この様式を表紙にして先ほど印刷した図面を添付し、水害リスク情報の説明および資料の提供を行ってください。

水害リスク関連資料

【対象物件】

市・町

【添付資料一覧】

図面名	図面添付の有無（○をしてください）
最大浸水深図 1/200 年確率	有
最大浸水深図 1/100 年確率	有
最大浸水深図 1/10 年確率	有
洪水浸水想定区域図	有（対象河川名　大戸川　）区域外
土砂災害リスクマップ	有　区域外
浸水警戒区域の表示図面	有　区域外

- 「滋賀県防災情報マップ」では、周辺リスクや他のリスク情報などをより詳細にご確認いただけます。
  スマートフォンサイト　http://shiga-bousai.jp/dmap/sp/
  携帯サイト　http://shiga-bousai.jp/dmap/mb/
  バーコード読取機能のある場合は右のバーコードからもアクセスできます。

- ご不明な点がございましたら、滋賀県流域治水政策室までお問い合わせください。
  （滋賀県流域治水政策室　電話 077-528-4291　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　ryuiki@pref.shiga.lg.jp）

水害リスク提供時の表紙様式（裏面）

表紙の裏面には図面の解説を記載しています。

図面の解説

◆最大浸水深図（地先の安全度マップ）

大河川だけでなく水路や小河川からの氾濫も考慮して、発生するそれぞれの地点での浸水の深さを示した図。実現象に近い予測。10 年・100 年・200 年降雨確率の予測を公表している。

降雨確率	10 年に一度	100 年に一度	200 年に一度
雨の強さ	最大 50mm/時間	最大 109mm/時間	最大 131mm/時間
解説	・現在、浸水対策として河川や下水道整備を進めている降雨規模 ・中小河川や水路があふれ、災害が発生するおそれがある	・河川や下水道整備の規模を上回る降雨規模 ・大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要	

◆洪水浸水想定区域図

当該河川からの氾濫によって発生する浸水の深さを示した図。比較的大きな流域面積である河川において作成している。

【浸水リスクの目安】

浸水の深さ		深さの目安
最大浸水深図（地先の安全度マップ） 洪水浸水想定区域図（野洲川上流）	洪水浸水想定区域図 （野洲川上流を除く）	
0.5m 未満	0.5m 未満	床下浸水
0.5～1.0m	0.5～1.0m	1 階床上浸水
1.0～2.0m	1.0～2.0m	
2.0～3.0m	2.0～5.0m	1 階水没

※住居の 2 階床面は通常地面から高さ約3mです。

◆土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき指定される土砂災害のおそれがある区域。

◆土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危険が生じるおそれがある区域。

◆土砂災害危険箇所

土砂災害のおそれがある箇所を地形図から想定した箇所。法的な位置づけはない。ただ、土砂災害警戒区域は、詳細な調査実施後に指定するので、まだ指定できていない区域も存在する。したがって、土砂災害のリスクは土砂災害危険箇所も考慮する必要がある。

◆浸水警戒区域

200 年降雨確率の予測において浸水深が概ね 3m を超える土地の区域であり、浸水による危険が著しい土地の区域として、滋賀県流域治水の推進に関する条例第１３条に基づき滋賀県が指定する区域です。

水害リスクに関する
重要事項説明書作成時の注意事項

- 「添付書類」欄に「水害リスク関連資料」を記載する。
- 浸水実績がある場合は、「浸水等の被害」欄に記載する。
- 浸水警戒区域は「災害危険区域」なので、浸水警戒区域内の物件の場合は重要事項の説明を行う必要がある。

今日の資料はすべてホームページに掲載しています

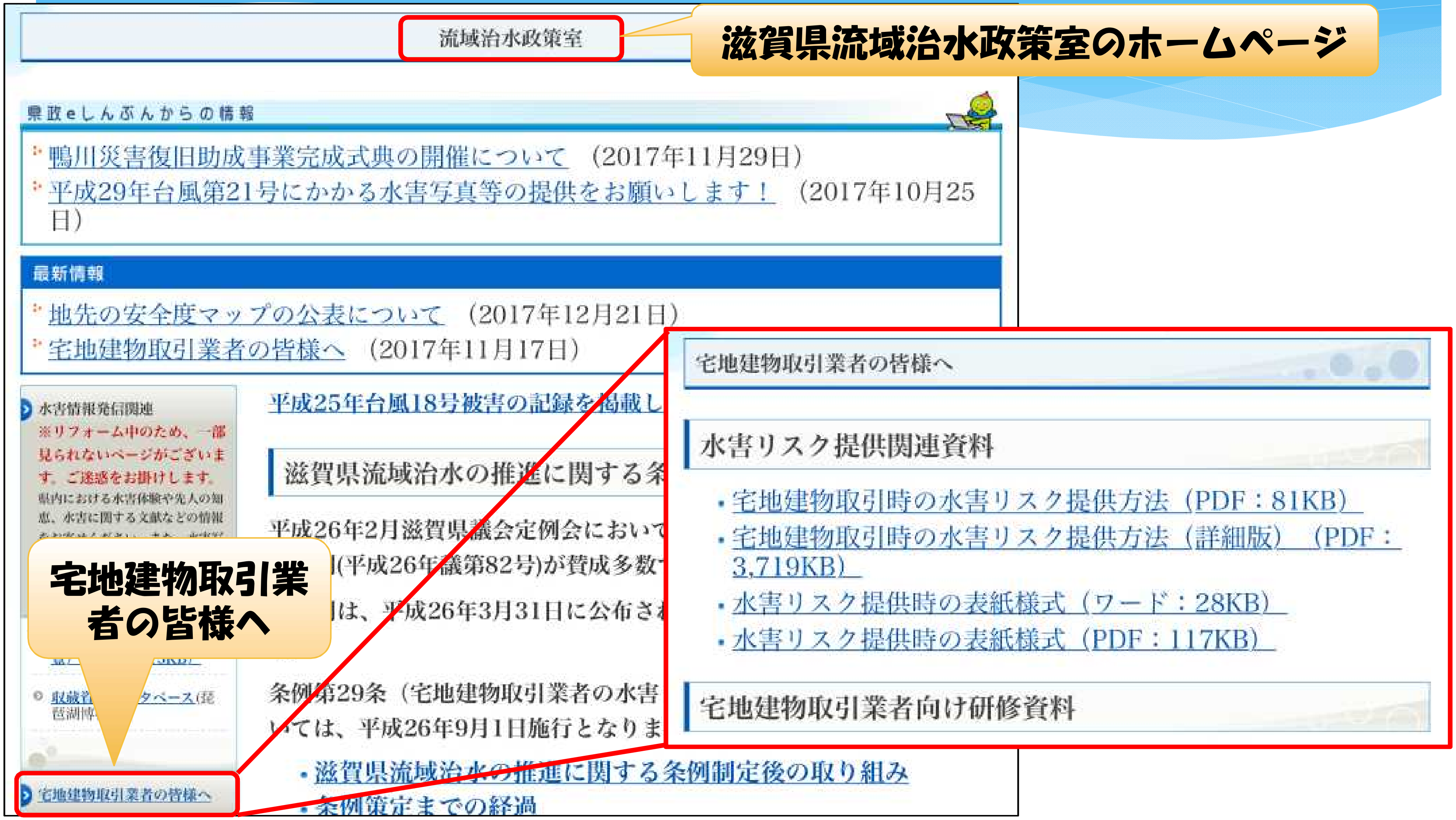

滋賀県の水害リスク関連WEBサイト

流域治水政策室HP http://www.pref.shiga.lg.jp/h/ryuiki/index.html	
滋賀県防災情報マップ http://shiga-bousai.jp/dmap/	
水害情報発信－水害の記録と記憶－ http://www.pref.shiga.lg.jp/h/ryuiki/hanran/	

水害リスクの情報提供に
ご理解ご協力いただきますよう
お願いします。

お問い合わせ

滋賀県 流域治水政策室

Tel: 077-528-4291,4293

E-mail: ryuiki@pref.shiga.lg.jp